

小監公告第10号
平成30年10月19日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 山 野 井 孝

記

1. 監査対象

一般財団法人 小山市勤労者共済サービスセンター
産業観光部 工業振興課

2. 監査期日

平成30年8月27日

3. 監査の主眼点

財務に関する事務の効果と適法性について、あらかじめ提出を求めた資料及び関係帳簿、証ひょう類の書類等を審査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、事務の執行状況及び経理事務の点検を行うほか、実地監査として、主に小山市勤労者共済サービスセンターの管理状況の確認を行った。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

- ・ 中小企業勤労者の福祉向上を目的とした本事業だが、市内での加入促進はすでに頭打ちとなっているのではないかと思う。
定住自立圏形成協定を締結している下野市、野木町、結城市のうち、類似の事業を行っていない近隣自治体の理解を得て、事業の対象エリアを拡大することでさらなる加入・利用の促進を模索して欲しい。